

国際刑事裁判所の独立及び活動を支持する決議

国際刑事裁判所は、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪その他国際社会全体の平和と安全を脅かす重大犯罪について、これを行った個人の刑事責任を追及する常設の国際刑事司法機関として、法の支配に基づく国際秩序の維持に極めて重要な役割を担っている。

加えて、国際刑事裁判所の活動は、重大な国際犯罪に対する不処罰を許さず、被害者の救済及び再発の防止に資するものであり、その独立性及び中立性は、いかなる場合においても最大限尊重されなければならない。

しかるに、近時、国際刑事裁判所の関係者に対し制裁措置その他の圧力が加えられていることは、国際刑事司法の公正かつ安定的な運営に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、ひいては国際社会における法の支配を揺るがしかねないものであって、強い懸念を禁じ得ない。

我が国は、国際刑事裁判所の加盟国として、その活動を一貫して支えてきた立場にある。

よって町田市議会は、国際刑事裁判所の独立及び活動を断固として支持するとともに、赤根智子裁判所長が国際刑事司法の独立と公正を体現しつつ、その重責を毅然として担っていることに対し、深甚なる敬意と力強い連帯の意を表するものである。

また、日本国政府に対し、赤根智子裁判所長をはじめとする国際刑事裁判所関係者が、いかなる威嚇又は不当な干渉を受けることなく、その職責を全うし得るよう、加盟国その他関係諸国と緊密に連携しつつ、国際刑事司法の維持及び強化並びに法の支配に立脚した国際秩序の確立に向け、一層主体的かつ積極的な役割を果たすよう強く求める。

以上、決議する。